

日 時 平成20年11月5日 午後6時

場 所 旭中央病院大講堂

内 容 旭中央病院の新経営形態に関する職員説明会の内容。ほぼ全発言

【石鍋氏】

お疲れ様です。それでは職員説明会に入りたいと思います。本日の予定は経営形態の変更に関することと及び新棟の建設に関すること。この二点です。それぞれ、三十分程度を予定しています。それでは経営形態について病院長より説明いたします。

【吉田病院長】

それでは経営形態の検討に関して職員の皆様にご理解いただきたいということで、私から皆様にご説明いたします。経営形態の見直しというものの目的がありますが。ここにありますように、うちは今市立病院ですね。旭市の市とうちの病院とともに成長発展のために行う目的がある。くれぐれも誤解してもらっては困るのは経営状態が悪いということではない。自治体病院の環境は大変厳しいものがある。八割の病院が赤字。そういう病院が今、廃院になったり、統合になったり、模索しているわけではありますが、当院に限っては今、非常に経営状態はよろしい。

こういういい時期に、将来のことをやはり考えておかなければならない。自治体病院というのは、このままでいくとどこも悪くなると言われている。その収入と支出のバランスがなっていない。つまり収入と出るものは給与体系、公務員の体系がありまして。これは収入に関係なくある。収入が少なくてもどんどん上がっていくばかりです。このような基本的な公務員の持つ体質というものがある。こういうようなもので国がいろいろ指図をしてきたわけです。

でまあいずれにしても、今、いいわけでありますので、これよりもっとよくなるか悪くなるかわからない。これが目的。先進的な医療・介護を市民に安定してできる。さらに継続的にですね。安定してやる。それから新規雇用の拡大、市の活性化、人口増加を図る。このような大きな目標を持って、医療・福祉の里、この旭の市というのは三里構想、食、交流、医療・福祉の里。この三つの里構想があり、ちょうどこれに合致して、当院も病院が協力して安心して住めるまちづくりをしましょう。まあという風な目的です。

でこのえー、旭中央病院が真ん中であって、この例えば介護施設もあり、医療関連産業も誘致して、えーあるいは医学部の無い大学ですね、たとえば看護学部だとか、福祉だとか、医療技術だとか、そういうような大学と提携して、このような形をつくって雇用創造あるいは若者人口の増加、こうものに結びつけければ将来的ニッ非常にいい。退職者ですね、病院があるということで安心して、このまちに寄ってくるということで、人口が増えるんじゃないかという構想を持っているわけです。

背景ですが、国が総務省が昨年の秋、公立病院改革ガイドラインというものを作りまして、来年の三月までにその将来構想ですね、を出しなさいと、経営形態の見直しを含むというようなことがまあ要求されてきたわけでありまして。まあそこではじめは経営の悪い赤字病院というのが対象だったが、そのうち黒字病院も、今までは黒字だが、これから先は分からない、というようなことで黒字病院も作ってくれというようなことで改革プランを義務付けられた。

そこで我々も市長の提案により、旭中央病院の経営のあり方について、検討する委員会を設置いたしまして、約半年間に渡って検討を続けてきた。で旭市の代表が三名、病院の代表三名、議員が二名、学識経験者二名という構成の委員会で検討してきた。

でえー、その結論から言いますが、目的を達成するためには公設民営化、指定管理者制度が望ましい、というふうな結論に達しておる。この非常に分かりにくい言葉だが、市立病院という位置付けのままで、病院の経営を市本体とは別に運営できる方法です。旭中央病院は設置者である市本体以上の予算規模があり、問題点があるわけです。全国的に非常に珍しい例。うちの予算規模は三百十億、資本的なものを入れると三百四十億、市本体二百六、七十億。小さな町が母体であるこの病院。このため旭市と旭中央病院は互いに予算上の制約を受けて、旭市は市民の、旭中央病院は患者のニーズに適切かつスピーディに対応することが難しくなることが予想されるようになってきた。

もともとは公営企業法全適ということであちはやってきたわけだが、それは会計がはじめは別だった、この地方財政健全化法というものができて、町と公営企業と全部含めたトータルの財政を見るようになってきております。そのために互いに、そのまあ借金もあるわけで、このようなことでこれ以上何かをするときに身動きができない状況にだんだんなってまいります。今はまだいいんですが、それでこの公設民営方式・指定管理者制度とはどういうものかというと、旭中央病院と旭市の事業をそれぞれ独立して運営して、双方が独自に成長発展することができる仕組み。病院の設置者と建物の一部はまあ設備も含まれるわけでありす。市立病院であることは不変です。病院は旭の市立病院、例えば名称をつけるときに旭市市立何とかで、市立病院というのがまったく変わらない。そういうことで公共性、公益性は維持できる。公設民営化っていうのは民間移譲ではないですね、この中央病院が亀田病院とか徳州会の病院とか、こういうことではなくて、あくまでも市立の病院。現在の職員全員によるあらたな医療法人ということで運営を考えているわけでありす。これにつきましてはまだまだ研究の余地がある。いずれにしてもそっくり職員はそのまま、建

物は市立。職員が非公務員化になるいうことであります。

でえー、指定管理者になった場合に変わることはじゃあどういふことがあるかという、より良いサービスを目指して病院が発展できる、でまあ例えば民間のいろんな機関、今は公的な機関としか連携、提携できないわけだが、民間とも平気でやれるようになる。それから医療・介護・福祉関連施設。こういうよりサービスができるようになる。病院が主体的に動けるようになる医療サービスの質が向上するだろう。医師、医療スタッフ、今の公務員法にいろいろ縛られて、いろいろなスタッフを勝手には、例えば給与を上げてやるとか、そういうようなことでどっかから引っ張ってくるということはまったくできませんが、まあいろんなことが自由に出来るようになってくる。それから、この機器の購入についても今は入札入札。公明正大にやらないとこれはまた、非常に具合が悪いというようなことでありますが、それには相当やっぱり、手間暇がかかって時間もかかる。いうふうなことで市立病院である限り仕方のないことであります。こんどその公設民営になりますと指定管理者になるとこういうのが割合迅速に出来るようになる。民間の病院とほぼ同様に迅速な対応が可能になる。柔軟な予算執行や契約方法の多様化が可能、市に頼らない資金の調達が可能ということで経営的には非常に自由になってやりやすくなる。このようになります。

それから変わらないこと、市立病院の使命と責任。今、あるいは今以上に地域の医療体制ですね。これを支えることについては今以上にできる。それから高度先進的な医療を安定的にできる。救急、周産期、小児科、精神科などの市民にとって不可欠な医療は行政が財政的な支援をし、つまり従来も今ももらっております交付税だとか特別交付税だとか補助金、こういうのは継続していただく、ということになる。で市立病院としての立場は変わらない。病院の設置

者は旭市で市立病院。こういうような名前が続く。雇用であります、移行の際は非公務員。公務員ではなく。この非公務員かというのはもう一つ今その指定管理者以外にも地方独立行政法人、独法化とまあいいですが、その場合も病院の場合は非公務員であります。いずれにしても企業というのは収入があって支出。給料も全部その支出に含まれる。このような原則が無ければ、継続する持続するはずがありませんね。

ということで非公務員になる、ということではありますが、ただ引き続きすべての皆様には働いていただく。そっくりそのまま残っていただく、でリストラというのはしない。もっとこの病院が発展するわけで人も足りない。現在でも何対一でやるにも看護婦さんが足りない状況でありますので、少なくとも余っている話では別ですけど。今は足りない。少なくともリストラは行わない。給料、移行するときに給料は下らない。つまり今の待遇を悪くするような方向では移行しない。少なくとも同じかあるいはもっと良くする、いうふうな方針でやりたい。それからまあ退職金。えー、この既定どおりの退職金が支払われる。やはり非公務員になるわけで一度退職金をもらっていただく、ということではありますが、そのとき、ずっと公務員でいて定年までいたというそのときよりはるかに少ない、というふうな不利な面がでないように、そのどっちが得かということを経験して個々の人に合わせた退職金が払われる。年金についても年金は厚生年金に移行して、まあほぼ共済年金から移行して変わらない。

経営形態の移行時期についてはすぐに三月にやろうなんて話がどっかで出てくるなんてそういうことはありません。これは病院で勝手に決められることではなくて正式には市の議会で議決が必要。そのためには良く理解をしていただいて、賛成していただく。こういうようなある程度の期間が重要。さらには市民の皆様にも理解していただく。これにもある程度の期間が必要だろう、という

ふうに思うわけであります。議決が仮に行われた場合、移行するまでの最短期間は一年間であろう。まあ三年先ではちょっと遅すぎる、というふうなことで最短、例えば三月議決があってもそれから一年後の四月からということになります。まあこの時期についてはみなさんが理解していただいて、それでその後議決をして頂く言うことになりますので、期間がどれだけ掛かるかにつきましては今後の進展次第だろう、というふうなことであります。

この構想は今後、検討委員会で市議会で詳細な検討が行われる。で、とにかく繰り返しますが病院が勝手に決めるということではないですね。決められない。最終的には議会が決めて決議が必要。その前に皆様に報告書が出ましたのでこれについて二十日の日に幹部の皆さんを集めて報告会を一回開いた。きょうは一般の人の三回に分けて行うそのうちの一回。以上であります。ここに来ましては、いろいろえー、ローン、住宅ローンがどうだ、そのなんですか年金がどうなんだ、いろいろお聞きになりたい点があるんじゃないか、というふうなことであります。簡単であります。私の説明はこれで、後は質問をいただきたいと思えます。なおこの説明会、きょうこれでおしまいということではありません。一般の方に後二回ほどやって、さらにまた時間を置いて、いろいろな形でご説明したいということでもあります。ただ病院としましてはこういう最善のシナリオ、これ公設民営であるという答申が出ましたので、答申に沿って、みなさまにご理解いただいていこう。このように考えているわけでありませぬ。くれぐれもその病院の具合が悪いからこういうことをするんじゃないで、今いいときに将来を考えていこうという風な方針でこのようなことになっておりますので、ぜひご理解のほどをお願いします。私からの説明は以上です。

**【石鍋氏】**

ありがとうございました。次に質疑に張りたいと思えます。質問のある肩は

挙手して部署と名前をお願いします。何か質問のある方いらっしゃいますか。  
どうでしょうか。今の院長の方の説明で理解を戴いたでしょうか。

**【吉田病院長】**

おそらく、これだけの話では理解されていないから質問がないのだと思いますけど、あのどなたか、そのありませんでしょうか。よく今までいろいろと皆さんからお聞きしたのでは経営形態が変わるときに、再雇用のときにまたなんか試験をされるんじゃないかとか。そのような話を聞いているがそういうことは考えてなくて、ここで一生懸命働いている皆さんにはそのまま移っていただく。現在では考えております。そのようなことで繰り返しますがリストラをするためにやるのではなく、もっとよく継続性ですね安定性をさらに高めるためにこのようなことを考えているわけであります。その辺はぜひ理解していただきたい。なお、まあ、いろいろ最近、この二、三年ですね。新聞あるいは議員ですね、議員の方が病院の中のことを良く知ってたりですね。新聞記者がある特定の新聞記者がよく、こちらも良く知らないことまで知ってたり、それからこういう席では私がしゃべったことについては別にあれなんですけど、機密で外に出したくない情報まで漏れている。いうふうな現実がある。一般論で。今日の話は別ですが、職員の皆さんこれだけ集まって、企業にお勤めの方、故意に院内のことを外部に漏らしちゃいけない条例が規約がありますので、これはぜひ皆さん覚えておいていただいて、もしこれに違反した場合はですね、それ相応の罪になりますので、ぜひその不用意に面白がったり、あるいは困らせてやろうとか、いろんな考えがあるのかもしれませんが、その辺はぜひ組織で働いている方でありますので守っていただきたいなあ、ということであります。きょうのことに付きましてはいいんですけど。まあその辺やっぱり気をつけていただいて、ぜひいい病院づくりに皆さんご協力していただきたいと思います。質問

ありませんでしょうか。はいどうぞ。

**【質問】**

公務員でなくなるというのは共済は抜けるということですか。

**【片見】**

はい、共済のほうは基本的には抜けることになります。今後、指定管理者になったときにどういう保険に入るかっていうのはこれからの検討なんですけど、とりあえず共済組合はいったん抜け、新しく社会保険に入っただくということなんです。

**【質問】**

結構、大勢の方が共済のローンを組んでいると思いますがどうなりますか。

**【片見】**

退職時に清算という形になります。ただ引き続き、ローンをしたいというご希望があれば銀行等に継続してローンを借りてあげるようなことを考えています。

**【質問】** 二十何年勤めていますが、そのまま後十何年継続した場合と退職金が変わらないようにやってくれるということですが、また十何年務めるわけですが…。

**【片見】**

その辺も退職したときに、もう一度、個々に計算して損にならない形で支給したいと考えています。